

○愛知大学動物実験倫理基準

2014年9月11日

制定

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この基準は、「動物の愛護及び管理に関する法律」（以下「法」という。）、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」（以下「飼養保管基準」という。）、文部科学省策定の「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）及び日本学術会議作成の「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づき、科学的観点はもとより動物愛護及び環境保全の観点に加え、動物実験等を行う教職員及び学生等の安全確保の観点から、愛知大学（以下「本学」という。）における動物実験等を適正に実施するための必要事項を定める。

(基本原則)

第2条 本学における動物実験等については、法、飼養保管基準、基本指針、ガイドラインその他法令等に定めがあるもののほか、本倫理基準の定めるところによる。

2 本学における動物実験等の実施に当たっては、法及び飼養保管基準に基づき、動物実験等を行う際の原則である代替法の利用並びに実験動物の使用数の削減及び苦痛軽減を考慮し、適正に行わなければならない。

(定義)

第3条 本倫理基準でいう用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 動物実験等 実験動物を教育、研究その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 実験動物 動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養及び保管している鳥類をいう。
- (3) 飼養保管施設 実験動物を恒常的に飼養及び保管又は動物実験等を行う施設及び設備をいう。
- (4) 実験室 実験動物に実験操作を行う動物実験室をいう。
- (5) 施設等 動物実験室及び飼養保管施設をいう。
- (6) 動物実験等計画 動物実験等の実施に関する計画をいう。
- (7) 動物実験等責任者 動物実験等を実施し、実験動物の管理を含む動物実験等の実施に関して統括する者をいう。

- (8) 施設等管理者 施設等を管理する者をいう。
- (9) 飼養者 動物実験等責任者の下で実験動物の飼養及び保管に従事する者をいう。
- (10) 指針等 動物実験等に関して各行政機関等の定める基本指針及びガイドラインをいう。

(適用範囲)

第4条 本倫理基準は、本学において実施される鳥類の動物実験等に適用される。

第2章 組織及び職務権限

(学長の職務)

第5条 学長は、本学における動物実験等の実施及び施設等に関する最終的な責任を有し、動物実験等の適正な実施のため、次の各号に掲げることを行う。

- (1) 動物実験等計画の承認の可否を決定すること。
 - (2) 動物実験等計画の実施の結果を把握すること。
 - (3) 動物実験等計画書、動物実験等の履行結果及び動物実験委員会の議事録等を保存すること。
 - (4) その他本学の動物実験等の適正な実施のために必要な事項。
- 2 学長は、前項第1号から第4号に規定する事項を、動物実験等責任者が所属する学部の長に委任することができる。
- 3 学長又は学長に委任された者は、第7条第1項第1号から第3号の具申を受けたときは、動物実験等責任者に当該実験の中止等を命ずることができる。

(委員会の設置)

第6条 学長の下に本学動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の職務)

第7条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 動物実験等計画並びに当該計画の実施状況及び結果の適正性に関すること。
- (2) 施設等及び実験動物の飼養保管状況の適正性に関すること。
- (3) 事故発生の際の必要な措置及び改善策。
- (4) 動物実験等の実施に係る教育訓練に関すること。
- (5) 動物実験等の実施に係る自己点検・評価に関すること。
- (6) 学内の連絡調整。
- (7) その他動物実験等の適正な実施に関し必要な事項。
- (8) 動物実験等に係る規程、基準、細則等の案の作成。

2 委員会は、動物実験等計画が適正に実施されていないと認めるときは、実験の中止その他必要な措置について学長又は学長に委任された者に具申しなければならない。

(委員会の構成)

第8条 委員会は、次の各号の者のうちから3名で構成し、委員は学長が委嘱する。

- (1) 動物実験等に関して優れた識見及び経験を有する者
- (2) 実験動物に関して優れた識見を有する者
- (3) 前各号に定める者のほか学長が適当と認める者

2 委員は、自らが動物実験等責任者となる動物実験等計画の審査に参画してはならない。

(委員長)

第9条 委員長は、前条第1項に規定する委員から、学長が委嘱する。

2 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(委員会の招集)

第10条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(委員以外の者の出席)

第11条 委員長は、必要に応じ委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(委員の任期)

第12条 委員長及び委員の任期は2年とし、4月1日起算とする。ただし、再任を妨げない。

2 補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 動物実験等計画の立案及び実施

(申請等の手続)

第13条 動物実験等責任者は、動物実験等を行おうとするときは、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保するため、次の各号に掲げる事項に留意の上、動物実験等計画を立案し、所定の動物実験等計画書により、委員長を通して、学長又は学長に委任された者に申請しなければならない。

- (1) 研究の目的、意義及び必要性を明確にすること。
- (2) 代替法の利用を考慮して、実験動物を適切に使用すること。
- (3) 実験動物の苦痛の軽減に配慮して、動物実験等を適切に行うこと。

2 学長又は学長に委任された者は、動物実験等計画の承認の可否を決定し、動物実験等責任者に通知する。

3 動物実験等責任者は、前項の規定に基づく承認の通知があるまで動物実験等に着手して

はならない。

(動物実験等計画の変更)

第14条 前条の規定は、動物実験等計画の変更について準用する。この場合において、動物実験等責任者、実験動物種及び使用数並びに実験実施期間の変更を申請するときは、動物実験等計画書とあるのは、動物実験等計画(変更・追加)承認申請書と読み替えるものとする。

(動物実験等計画の終了又は中止の報告)

第15条 動物実験等責任者は、実験を終了し、又は中止したときは、所定の動物実験等(終了・中止)報告書により、速やかに委員長を通して、学長又は学長に委任された者に報告しなければならない。

(実験操作)

第16条 動物実験等責任者は、法、飼養保管基準、指針等及び本倫理基準に基づき動物実験等を実施するとともに、特に次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと。
- (2) 動物実験等計画書に記載された事項及び実験動物の苦痛軽減に関する措置を行うこと。
- (3) 実験の実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること。

第4章 施設等

(施設等の承認)

第17条 実験動物の飼養及び保管並びに動物実験等は、学長の承認を得た施設等でなければ行うことができない。

(飼養保管施設の要件)

第18条 飼養保管施設は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造であること。
- (2) 動物種、飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること。
- (3) 床、内壁等の清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄、消毒等を行う衛生設備を有すること。
- (4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を確保すること。
- (5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置が取られていること。
- (6) 施設等管理者が置かれていること。

(実験室の要件)

第19条 実験室は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 実験動物が逸走しない構造とし、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
- (2) 排せつ物等による汚染に対して清掃及び消毒が容易な構造であること。
- (3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

(施設等の維持管理及び改善)

第20条 施設等管理者は、動物実験等の適正な遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めなければならない。

2 施設等管理者は、動物実験等責任者が所属する学部の構成員の中から学長が指名する。

(施設等の廃止)

第21条 施設等管理者は、施設等を廃止する場合は、委員長を通して、学長又は学長に委任された者に届け出なければならない。

第5章 実験動物の飼養及び保管

(実験動物の飼養及び保管)

第22条 施設等管理者は、委員会の議を経て、実験動物の導入、健康管理等実験動物の飼養及び保管に関し必要な事項を定め、動物実験等責任者に周知しなければならない。

(実験動物の健康及び安全の保持)

第23条 動物実験等責任者及び飼養者は、前条により施設等管理者が定める事項を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持並びに飼養に関する記録の保存に努めなければならない。

第24条 施設等管理者は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備し、保存しなければならない。

2 施設等管理者は、年度ごとに飼養保管した実験動物の数等について、所定の飼養保管状況報告書により、委員長を通して、学長又は学長に委任された者に報告しなければならない。

第6章 安全管理

(危害防止)

第25条 施設等管理者は、委員会の議を経て、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めなければならない。

2 施設等管理者は、人に危害を加える等のおそれのある実験動物が施設等から逸走した場

合には、速やかに関係機関へ連絡しなければならない。

- 3 施設等管理者は、動物実験等責任者及び飼養者への実験動物由来の感染症、実験動物による咬傷等に対する予防措置を講じるとともに、感染症等の発生時には関係機関に連絡し、速やかに必要な措置を講じなければならない。
- 4 施設等管理者は、実験動物の飼養及び動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないよう、必要な措置を講じなければならない。

(通報)

第26条 施設等において異常事態を発見した者は、直ちに施設等管理者及び動物実験等責任者に通報しなければならない。

(緊急時の対応)

第27条 施設等管理者は、地震、火災等の緊急時の対応計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図らなければならない。

- 2 施設等管理者は、緊急事態発生時において、実験動物の保護及び実験動物の逸走による危害防止に努めなければならない。

第7章 教育訓練

(教育訓練)

第28条 動物実験等責任者及び飼養者は、必要な教育訓練を受けなければならない。

- 2 施設等管理者は、教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名に関する記録を整備し、保存しなければならない。

第8章 自己点検・自己評価

(自己点検・自己評価)

第29条 施設等管理者は動物実験等及び実験動物飼養管理に関して自己点検及び自己評価に努めねばならない。

第9章 情報公開

(情報の公表)

第30条 本学は、本学における動物実験等に関する情報を、原則として毎年1回公表するものとする。

第10章 その他

(所管)

第31条 動物実験等に関する事務は、動物実験等計画書に基づいて、その都度、常任理事会が判断する。

(補則)

第32条 この基準に関するその他の必要事項については、別に定めることができる。

(基準の改廃)

第33条 この基準の改廃は、研究政策・企画会議、常任理事会及び学内理事会の議を経て、大学評議会が行う。

附 則 (制定)

- 1 この基準は、2014年9月11日から施行する。
- 2 第12条第1項にかかわらず、初めて委嘱する委員長及び委員の任期は、2014年9月11日から2016年3月31日までとする。
- 3 この基準の施行に伴い、「暫定愛知大学動物実験委員会」は廃止する。